

紀宝町飲食店時短要請等協力金

【本申請】

(令和4年1月21日～令和4年2月13日)

【申請受付要項】

【受付期間】

令和4年2月24日（木）から同年3月31日（木）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り郵送にて提出ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

＜宛先＞ 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶉殿324番地
紀宝町役場産業振興課 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2 申請書類の入手方法

紀宝町のホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.town.kiho.lg.jp/news/14236/>)

ダウンロードできない場合には、下記まで問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ ◆紀宝町役場産業振興課

電話番号：0735-33-0336

※必ずお読みください※

- 1 今回の飲食店時短要請等協力金に関する申請は、1事業者につき1回限りとなります。
- 2 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 3 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、紀宝町は、対象店舗の時短営業等の取り組みに係る実施状況等について、検査または説明を求めることがあります。
- 4 紀宝町が特に確認しなければならない事項があると判断した場合、確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いすることになります。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、紀宝町の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行いますのでご理解ください。
- 5 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

I 協力金の概要

■趣旨

三重県に適用されたまん延防止等重点措置（令和4年1月21日）により要請された飲食店の営業時間の短縮等に準じた紀宝町の協力依頼に全面的にご協力いただける飲食店事業者に対し、紀宝町飲食店時短要請等協力金（以下「協力金」という）を支給します。

■時短協力依頼期間

令和4年1月21日から2月13日まで

※1月24日までに時短営業開始であれば支給対象

■時短協力依頼内容

①あんしんみえリア認証店など各都道府県の感染症対策認証店

営業時間 21 時までに営業時間短縮（酒類提供可）

または

営業時間 20 時までに営業時間短縮（終日酒類提供禁止）

②上記以外の飲食店

営業時間 20 時までに営業時間短縮（終日酒類提供禁止）

■支給額

1 店舗あたり 2 万円 / 日（定休日含む）

※都道府県等の協力金との重複不可

※対象店舗を複数有する場合は、要請期間中、全ての対象店舗において、要請に応じる必要があります。

II 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。

1 紀宝町内の飲食店および町に住民登録のある個人事業主または町内に本店を置いている法人で町外に営む飲食店。

※飲食店には次の店舗も含まれます。

・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食を主としていない店舗（カラオケ店等）および飲食店（バー等）

・飲食店食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

※なお、以下の店舗は対象外となります。

・自店舗専用の飲食専用スペースを有しない店舗

- ・宅配専門店やテイクアウト専門店、キッチンカー
- ・イートインのあるスーパーやコンビニエンスストア
- ・宿泊客のみに飲食を提供する旅館の宴会場等

2 令和4年1月7日時点で、通常の営業時刻が20時または21時（協力依頼内容の短縮する営業時間）を越えている店舗であること。

※通常営業終了時刻は、対外的に広く周知されていることが必要です。

3 令和4年1月20日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短協力依頼期間の全てを通して有効であること。

※なお、飲食店営業許可または喫茶店営業許可のほかに、店舗を営業するうえで必要な許可等がある場合は、それら全ての許可等についても同様の状態である必要があります。

4 時短協力の期間中・全店舗において、時短営業等に全面的に協力したこと。

- ・全面的に協力とは、期間中・全店舗において、全ての協力依頼に協力いただくことをいいます。

なお、依頼内容に合わせて営業時間の短縮と休業を組み合わせて実施していただく場合も対象となります。

- ・対象店舗を複数有する場合は、全ての対象店舗において全ての協力依頼に協力いただくことが必要です。1店舗でも協力依頼にに応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象店舗において協力金が支給されませんのでご注意ください。

5 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当しない、または上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続

■申請書類

提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類>

※別表1を参照してください。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

【受付期間】

令和4年2月24日（木）から同年3月31日（木）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り郵送にて提出ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地
紀宝町役場産業振興課 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

IV 協力金の支給までの流れ等

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や追加書類が紀宝町の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから4月以降順次行います。

■通知

審査の結果、協力金を支給するまたは支給しない旨の決定をしたときは、支給または不支給に関する通知を発送します。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

V その他

■公表について

時短要請等にご協力いただいた店舗は、その店舗名を紀宝町ホームページにて公表する場合があります。

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

<お問い合わせ先> ◆紀宝町役場産業振興課
電話番号：0735-33-0336

提出書類一覧	
申請様式	<p>1 ◆紀宝町飲食店時短要請等協力金支給申請書兼請求書【第1号様式】 ※第1号様式は、訂正不可のため、書き間違えた場合は改めて書き直してください。</p>
	<p>2 ◆誓約書【第2号様式】 ※個人名で申請する場合は、必ず申請者本人が自署してください。 ※法人名で申請する場合は、必ず代表者の役職および氏名を自署してください。 自署ができない場合は代表者印を押印してください。社印は認められません。</p>
	<p>3 ◆飲食店時短営業等実施店舗【別紙①】 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。</p>
店舗に関する添付書類	<p>4 ◆飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し 原則として申請者本人名義の許可証が必要です。 ※有効期間に1月21日～2月13日が全て含まれていること。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※公安委員会が発行する社交飲食店営業許可証は不可です。</p>
	<p>5 ◆まん延防止等重点措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類の写し 直近の確定申告書、直近の月末締め帳簿を添付するなどまん延防止等重点措置時点の営業実態がわかる資料。 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるもの）又は法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）及び直近の月末締め帳簿を添付するなど令和4年1月7日時点の営業実態がわかる資料</p>
	<p>6 ◆通常の営業時間が分かる資料の写し 令和4年1月7日以前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。 例) 営業時間が記載された店舗看板の写真 営業時間が記載されたメニュー表の写し 営業時間が記載された店舗のチラシまたはホームページの印刷 …等 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
	<p>7 ◆時短営業等を実施したことが分かる貼り紙の写し または 当該貼り紙を掲示した店舗写真 時短営業等を実施したことを対外的に広く周知したもの（紀宝町作成の貼り紙、自作の貼り紙等）をいいます。 ※以下の項目が記載されていることが必要です。 ①実施期間 ②通常の営業時間</p>

		<p>③時短営業期間中の営業時間（または休業していること）</p> <p>④店舗名</p> <p>⑤店舗住所</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p> <p>※写真の場合は、貼り紙の内容が分かるものを添付してください。</p>
	8	<p>◆店舗の外観写真</p> <p>※令和4年1月21日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
	9	<p>◆店舗の内観写真</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店内全体</p> <p>②飲食スペース</p> <p>※令和4年1月21日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
申請者に関する添付書類	10	<p>◆本人確認書類の写し</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。（例：運転免許証のウラ面）</p>
	11	<p>◆通帳の写し</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。</p> <p>①金融機関名</p> <p>②支店名</p> <p>③口座番号</p> <p>④口座名義人（漢字、フリガナ）</p>

※提出書類の記載内容が不鮮明の場合は、差し替えを求めます。